入　札　公　告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
なお、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年11月18日

京都府知事　　西脇　隆俊

１　入札に付する事項
（１）購入物品の名称及び数量
普通乗用自動車（４ＷＤ・緊急車両）　１台
（２）購入物品の特質等
仕様書のとおり
（３）納入期限
令和9年3月24日（水）
（４）納入場所
中丹広域振興局中丹東土木事務所
（綾部市川糸町丁鼻10－２）

２　契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒６０２－８５７０　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話　（０７５）４１４－５４４２
ファクシミリ番号　（０７５）４１４－５４５０

３　仕様書の入手方法
（１）原則として、５の（１）の期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
（２）やむを得ず窓口配布を希望する場合は、５の（１）の期間に、２の場所へ問い合わせの上、入手すること。（同期間の正午から午後１時までの間を除く。）

４　入札に参加するものに必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）令和７・８・９年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「車両・船舶類」―小分類「自動車」
（３）５で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
（４）過去２年間に１の（１）で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。
（５）京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

５　入札参加資格の確認手続
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、この案件は、原則として電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。

電子調達システムによりがたい者は、（３）のイにより承諾を得て例外的に書面により提出することができる。
また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）提出期間

入札公告日から令和8年11月26日(木)まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

（２）提出書類

ア　確認申請書

イ　一般競争入札参加資格確認資料（納入実績）

過去２年間に、１の（１）で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を５件程度記入すること。なお、契約保証金の免除を希望する場合は、国、地方公共団体（独立行政法人等は除く。）に対する納入実績を複数件とすること。

（３）提出方法

ア　電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、（１）の期間内に電子調達システムの納入実績欄に納入実績を記入し、「案件に参加する」をクリックすることにより確認申請書、一般競争入札参加資格確認資料（納入実績）（以下「申請書等」という。）を提出したこととする。

イ　電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第１９条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、申請書等を１部、２の場所に持参すること。なお、郵送での提出は認めない。

（４）入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、**令和8年11月30日（月）**までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

（５）その他

ア　申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　紙入札者は、提出書類をＡ４判で作成し、１部提出すること。

ウ　提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ　虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

６　質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

（１）質問方法

ア　原則として、電子調達システムにより提出すること。

イ　紙入札者は、以下の点に留意の上、２の場所へ書面により提出することができる。

（ア）**件名は　「普通乗用自動車（４ＷＤ・緊急車両）１台に関する質問」とすること。**

（イ）質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

（２）受付期限

令和8年11月26日(木)午後５時１５分まで

（３）回答

令和8年11月30日(月)　までに電子調達システムにより回答する。なお、紙入札者には、ファクシミリ等により回答する。

７　入札手続等

（１）入札期間及び開札の日時等

ア　入札期間

令和8年12月2日(水)午前８時３０分から午後３時００分

イ　持参による場合の入札書の提出期間、提出先等

（ア）提出期間

（１）のアに同じ（正午から午後１時までを除く。）

（イ）提出先

〒６０２－８５７０　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課長

ウ　開札日時

令和8年12月2日(水)午後３時１５分

（２）入札の方法

ア　電子入札者は、（１）のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ　紙入札者は、（１）のイの（ア）の期間に（１）のイの（イ）の提出先に、入札書を持参により提出すること。なお、郵送での提出は認めない。

（ア）入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

（イ）入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び

「普通乗用自動車（４ＷＤ・緊急車両）１台入札書在中」

と記載し、封筒の開口部を封印すること。

（ウ）入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。

（エ）再度入札における入札書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、

「普通乗用自動車（４ＷＤ・緊急車両）１台再入札書在中」

と記載するとともに、（イ）と同様に封印等の処理をするものとする。

なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

ウ　資格確認の結果、資格を有すると認められたものが１名の場合には、入札を中止することがある。

エ　入札回数は、２回までとする。

（３）入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、

「普通乗用自動車（４ＷＤ・緊急車両）１台（税抜き）」

の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

（５）入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（６）入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（７）入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあっては、（１）のイの（イ）の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。

この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を（１）のイの（イ）の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

（８）入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア　４に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＤ又はパスワード

を使用しての入札を含む。）をした者のした入札
オ　電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
カ　その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
キ　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
ク　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
ケ　１の（２）に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
コ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
サ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

（９）落札者の決定方法
ア　京都府会計規則（昭和５２年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第１４５条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で合計金額の最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
　落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。
　落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

（10）再度入札
ア　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を電子調達システムにより（紙入札者にあってはファクシミリによる。）通知する。
イ　再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。なお、当初入札において、不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。
ウ　再度入札参加者は（２）から（７）までの方法により再度入札を行うものとする。
エ　再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

８　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

９　入札保証金
免除する。

10　違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

11　契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第１５９条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12　契約書の作成の要否
要する。

13　契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求を

することができる。

14　支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

15　その他

（１）前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

（２）同等品による入札参加が可能な案件における同等品の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、本項は同等品による入札参加が認められない案件には適用しない。

ア　同等品申請は６の（２）の期限に行うこととし、当該申請の受付・回答については、６の例によるものとする。

イ　当該申請により承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないものとし、同等品以外のもので入札をした者の入札は、７の（８）のケに掲げる無効入札に該当するものとする。

（３）電子入札者は、京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。

（４）システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。